

第4章 計画の基本目標及び重点施策

1 基本テーマ

北斗市が引き続き元気に満ちたまちとして発展していくためには、助け合いの精神を大切にし、誰もが慣れ親しんだ地域で、生きがいを持って豊かな生活を送ることができる福祉のまちづくりを進めるとともに、市民一人ひとりが自らの健康の維持・増進に取り組み、元気な暮らしを楽しむことができるよう努めていくことが必要です。

そのため、平成37年（2025年）の北斗市の高齢化社会の実態を視野に入れ、これまで進めてきた施策を踏まえながら、中長期的な視点のもと、第4期計画で定めた基本テーマ「健康で安心して暮らせる ぬくもりのある福祉のまちづくり」を引き継ぎ、そこに至るまでの施策を総合的・計画的に進めるための指針として本計画を策定し、高齢者の尊厳と自立支援を念頭に置いた計画推進に一層努めながら、住民全体で支え合う地域社会づくりをめざします。

[基本テーマ]

**健康で安心して暮らせる
ぬくもりのある福祉のまちづくり**

また、基本テーマに込められたキーワード「健康」「安心」「ぬくもり」に基づき、基本テーマ実現に向けた基本目標を以下に掲げます。

[基本目標]

基本目標1 健康に暮らせるまち
基本目標2 安心して暮らせるまち
基本目標3 ぬくもりのあるまち

2 基本目標

(1) 健康に暮らせるまち

健康寿命の延伸や生活の質の向上を実現し、健やかで活力ある社会を築くため、介護予防に重点を置いた健康づくりを支援するとともに、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、高齢者の体力づくりを支援していきます。

また、高齢者が社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、生産活動やボランティア活動など高齢者の社会活動を促進するとともに、高齢者が自由時間的有效に活用し充実して過ごせるよう、学習機会の提供、スポーツ・レクリエーション活動など条件の整備を図ります。

(2) 安心して暮らせるまち

介護保険サービスを提供する体制は急速に整備されてきましたが、まだまだ、身近な地域で、高齢者のニーズに応じた質の高いサービスが十分に提供され、介護が必要になっても安心して地域で暮らしていける体制が整っているとはいえないません。

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活が継続できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援を充実させ、安心して暮らせるよう、日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を図ります。

(3) ぬくもりのあるまち

これからますます増えていくことが予測される認知症高齢者や1人暮らし高齢者など支援を必要とする人々を、高齢者を含む社会全体で支える必要があります。

地域での支え合いについては、医療、介護、予防、住まい、生活支援それぞれのサービスを提供する関係機関及び地域住民、ボランティア等の団体が密接に連携することにより、様々な課題を抱える高齢者に対して、それぞれの状態に応じ、必要なに必要なサービスが円滑かつ適切に提供されることが重要となります。

地域包括ケアシステムの深化・推進を通じて、地域包括支援センターが核となり、認知症見守り体制を主眼に事業を展開していきます。

また、高齢者を地域で支えるため、社会福祉協議会や学校、地域など様々な場で、意識の啓発やボランティア活動の促進、人材の育成に努め、ともに支え合うまちづくりを推進していきます。

3 重点施策

(1) 介護予防と生活支援の総合的な取組

元気な高齢者ができる限り元気でいること、病気や身体機能の低下があっても重症化を防ぐことは、高齢者が生きがいを感じて過ごすために大切なことです。

年齢を重ねることによる生活機能の低下を未然に防止し、生活機能の維持とさらなる向上を図るために、「介護予防」と「生活習慣病予防」対策が重要となります。

特に、介護予防対策として、運動による機能向上、栄養改善、引きこもり予防、認知症やうつ病対策などに重点を置いた事業を推進するとともに、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援・重度化防止に資する取組を推進していきます。

(2) 認知症施策の推進

高齢化の進展や高齢者人口の増加とともに、認知症高齢者の一層の増加が見込まれております。認知症の人とその家族が安心して暮らしていくける支援体制を計画的に整備していくことが求められています。

本市においては、認知症予防事業に重点的に取り組むとともに、認知症の症状や心がまえ、家族のかかわり方や地域住民の接し方、早期発見・早期診断の重要性など、幅広く認知症についての情報を住民に届けて理解を深める取組を進めています。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

本市が、主体となり地域医師会等の協力を得ながら、在宅医療・介護連携のための体制を充実させる取組を行っていきます。

「地域包括ケアシステムの構築」に必要となる在宅医療の提供体制は、在宅医療を受ける方の生活地域整備が必要であることから、本市が主体となって地域の医師会等と協働しながら、在宅医療の実施に係る体制の整備や、在宅医療・訪問看護を担う人材の確保・要請を推進します。

4 施策の体系

次に、3つの基本目標を達成するための施策項目を掲げ、基本理念から基本目標、施策の展開へとつながる「施策の体系」を図で示します。

